

43・美和町

2009年10月25日

各市町村長様

各市町村議會議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

〔回答〕：介護保険は国民皆で支え合う制度のため、低所得者といえども応分の負担をお願いしたい。1号被保険者の保険料は所得に応じた所得段階設定することにより、低所得者に対して配慮がされている。介護給付費が年々増加している状況下でありながら、第4期介護保険事業計画では、第3期に比べ、できるだけ多くの方の保険料が減額若しくは据え置きとなるよう、保険料段階を細分化した。

(参考)

所得段階	対象者	第4期保険料	※	第3期保険料
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の人 ・生活保護の受給者	20,800	0.7	20,800

第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	20,800	10.3	20,800
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	31,200	6.7	31,200
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）のうち、公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	34,500	23.5	41,600
	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、上記以外の人	41,600	11.6	
第5段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	44,900	13.7	52,000
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が125万円～200万円の人	52,000	15.0	
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が200万円～400万円の人	62,400	13.4	62,400
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の	72,800	5.1	

※第1号被保険者(65歳以上)全体に占める各所得段階の人数割合(約37%の人は保険料割引となった)

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

「回答」:町単独での利用減免は考えていない。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

「回答」:見直し後の認定基準は厚生労働省にて有識者会議を踏まえて定められるものである。4月に改正した「利用者不在」と言われる内容を、10月に「見直す」としているので、町として措置を講ずることは考えていない。※キャラバン来庁は10月30日なので、既に見直し基準の適用後である。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

「回答」:被保険者に対する案内は、常にわかりやすいものであるよう努力している。新基準の「見直し」について、説明書を配布することで逆に混乱を招かないかを検討してから判断したい。※キャラバン来庁は10月30日なので、説明書を配布するかしないかは決定していることになる。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

「回答」:認定調査員の研修・説明会は、愛知県高齢福祉課にて実施されるものである。町独自の説明会を行うことは考えていない。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

「回答」:町に指定権限のある施設で、小規模多機能施設・認知症グループホーム・認知症デイサービスにおいては、今年度の整備計画で公募を実施し基盤整備に取り組んでいる。公募のあった認知症グループホームについては平成22年度中に開所の見込である。サービスの受給は、低所得者・医療依存度のみでなく、要介護度・家庭介護状況等も踏まえ、総合的に判断されるべきものなので、助成制度の考えはない。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

「回答」:平成21年度より3%の報酬改定が行われたとおり、介護報酬については国が基準を定めており、

研修については県主催の研修をもって対応しているので、それらに対する町単独の財政的支援は考えていない。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

「回答」

配食サービスについては、週1回土曜日に実施しております。

会食については、年1回実施しております。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますが、3町合併に伴い検討いたします。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

「回答」

①及び②については、平成19年5月より要介護度4・5の方を対象として、主治医意見書における日常生活自立度の程度により認定書を個々に送付しております。尚、認定機関については、介護保険被保険者認定期間と定めております。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

「回答」:美和町としては、愛知県制度で実施していきます。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

「回答」:美和町としては、愛知県制度で実施していきます。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

「回答」:広域連合の判断によります。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

「回答」:美和町としては、愛知県制度で実施していきます。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

「回答」:町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

「回答」入院については実施していますが、通院については小学校6年生です。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

「回答」：現在、妊婦健康診査は産前14回、超音波検査につきましては出産予定日において35歳以上の方に1回実施しています。拡大については、町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

「回答」：町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

「回答」生活保護基準額は用いていません。また、学校での受付ではなく、教育課の窓口で受け付けています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

「回答」：一般会計からの繰り入れにつきましては、財政当局と十分協議したうえで、適正な金額を繰り入れるとともに、国保税収入の安定化を図り、国保加入者に負担増とならないよう努力してまいります。

イ.少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

「回答」：国保税の賦課につきましては、法律に基づいて運営していきたいと考えています。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

「回答」：生活保護基準額の1.3倍以下相当の世帯が国民健康保険に加入した場合、国保税の軽減に該当する場合が多いため、保険税軽減措置で対応してまいります。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

「回答」：現在の減免基準である、「前年の所得が300万円以下で、当年の見込所得金額が前年所得の10分の5以下」で運営していきたいと考えています。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

「回答」：国の基準どおり資格証明書の交付を行います。また、交付に際しては家庭状況を把握するため、必ず面接にて交付します。なお、義務教育終了前の子どものいる資格証明書交付世帯に対しては、窓口交付の際に納税相談を行うとともに、来庁されない世帯に対

しては家庭訪問を行い、子どもの短期保険証の交付及び納税相談を実施します。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

「回答」:分納している世帯に対しては、納付状況に応じて短期保険証から正規の保険証に切り替えて交付してまいります。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

「回答」:役場窓口や自宅訪問による納税相談時には、生活状況の把握を行い、徴収や差押えを行います。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

「回答」:生活保護基準額の1.2倍を超える1.3倍以下の世帯に対しては、一部負担金の徴収猶予、また、1.1倍を超える1.2倍以下の世帯に対しては、2分の1の減額で対応しています。制度周知に関しては町広報誌に定期的に掲載し、周知を図っております。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

「回答」

町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

「回答」:特定健診は、海部管内(愛西市、弥富市、七宝町・美和町・甚目寺町・大治町・蟹江町・飛島村)の市町村で統一金額としているため、自己負担金の無料については今後検討してまいります。また、実施期間を通年のことですが、特定健診が最終目的ではなく、その後の保健指導の実施までが一連の業務であるため通年実施を行うことができない状態です。

がん検診については、生活保護世帯は無料で実施しています。

また、歯周疾患検診については、無料で実施しています。

なお、がん検診については個別と集団の併用で実施しています。個別につきましては海部医師会と郡町村会で調整を図り、6月から9月までの4ヶ月間で統一して実施していくので、実施期間の変更は考えていません。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

「回答」：町財政も非常に厳しいものがございますので、現在のところ考えておりません。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

「回答」：歯周疾患検診については、集団の特定健診・がん検診と同時に無料で実施しています。個別医療機関委託につきましては、海部歯科医師会及び郡町村会との調整が必要となりますので現行のまま集団で実施していきます。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

「回答」

県のケースワーカーと相談の上、適宜面接を実施しています。保護決定については、(生活保護法第24条)14日以内に通知することとなっていますが、急迫な場合は、(第19条第6項において)食料の援助、緊急小口資金制度を使うなどすみやかに対応し保護しています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

「回答」

県のケースワーカーと相談の上、保護申請を拒否することなく適宜保護を実施しています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

「回答」

県の福祉事務所においてケースワーカー、就労相談員、就労指導員等、専門職

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病

該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上